

住宅性能評価 手数料一覧 (一財) 岩手県建築住宅センター

別表 2

第1 設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	40,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	45,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	60,000
	500 m ² 以上	P×20,000+55,000
共同住宅等	500 m ² 未満のもの	88,000+M×10,000
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	135,000+M×10,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	174,000+M×10,000
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	258,000+M×10,000
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	552,000+M×10,000
	50,000 m ² 以上	3,582,000+M×10,000
1.Pは延床面積から500 m ² 減じた数値を200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数とする。 2.消費税は、別途加算する。		

第2 設計住宅性能評価料金(必須評価事項+選択評価分野)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	40,000+2,000S
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	45,000+2,000S
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	60,000+2,000S
	500 m ² 以上	P×20,000+55,000+2,000S
共同住宅等	500 m ² 未満のもの	88,000+M×11,000+2,000S
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	135,000+M×11,000+2,000S
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	174,000+M×11,000+2,000S
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	258,000+M×11,000+2,000S
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	552,000+M×11,000+2,000S
	50,000 m ² 以上	3,582,000+M×11,000+2,000S
1.Pは延床面積から500 m ² 減じた数値を200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数とする。 2.消費税は、別途加算する。 3.Sは選択評価分野で1~6とする。		

第3 建設住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	80,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	90,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	115,000
	500 m ² 以上	P×64,000+115,000
共同住宅等	500 m ² 未満	N×68,000+M×19,000
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	N×97,000+M×19,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	N×120,000+M×19,000
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	N×240,000+M×19,000
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	N×400,000+M×19,000
	50,000 m ² 以上	N×795,000+M×19,000
1.Pは延床面積から500 m ² 減じた数値を200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行なった回数とする。 2.消費税は、別途加算する。		

第4 建設住宅性能評価料金(必須評価事項+選択評価分野)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	80,000+2,000S
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	90,000+2,000S
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	115,000+2,000S
	500 m ² 以上	P×64,000+115,000+2,000S
共同住宅等	500 m ² 未満	N×68,000+M×23,000+2,000S
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	N×97,000+M×23,000+2,000S
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	N×120,000+M×23,000+2,000S
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	N×240,000+M×23,000+2,000S
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	N×400,000+M×23,000+2,000S
	50,000 m ² 以上	N×795,000+M×23,000+2,000S
1.Pは延床面積から500 m ² 減じた数値を200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数、Nは検査を行なった回数とする。 2.消費税は、別途加算する。 3.Sは選択評価分野で1~6とする。		

第5 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の加算額

	(い) 測定を行う化学物質	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
戸建住宅	ホルムアルデヒド	41,000
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	61,000
共同住宅等	ホルムアルデヒド	$M \times 20,000 + 21,000$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	$M \times 40,000 + 21,000$
1.M は評価対象住戸数とする。 2.消費税は、別途加算する。		

第6 他者が設計住宅性能評価を行なった場合の建設住宅性能評価料金への加算額
(必須評価事項のみ)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	12,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	14,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	19,000
	500 m ² 以上	$P \times 9,500 + 19,000$
共同住宅等	500 m ² 未満	$28,000 + M \times 9,000$
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$34,000 + M \times 9,000$
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$47,000 + M \times 9,000$
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$130,000 + M \times 9,000$
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	$210,000 + M \times 9,000$
	50,000 m ² 以上	$430,000 + M \times 9,000$
1.Pは延床面積から500 m ² 減じた数値を200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、M は評価対象住戸数とする。 2.消費税は、別途加算する。		

第7 他者が設計住宅性能評価を行なった場合の建設住宅性能評価料金への加算額
(必須評価事項+選択評価分野)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	12,000+2,000S
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	14,000+2,000S
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	19,000+2,000S
	500 m ² 以上	P×9,500+19,000+2,000S
共同住宅等	500 m ² 未満	28,000+M×10,000+2,000S
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	34,000+M×10,000+2,000S
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	47,000+M×10,000+2,000S
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	130,000+M×10,000+2,000S
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	210,000+M×10,000+2,000S
	50,000 m ² 以上	430,000+M×10,000+2,000S
1.Pは延床面積から500 m ² 減じた数値を200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数とする。 2.消費税は、別途加算する。 3.Sは選択評価分野で1~6とする。		

第8 住宅型式性能認定住宅の場合の減算額

	(い)型式認定に係る 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価 料金から減ずる額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	1,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	2,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	3,000
	500 m ² 以上	P×1,000+3,000
共同住宅等	500 m ² 未満	5,000+M×1,000
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	7,000+M×1,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	9,000+M×1,000
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	27,000+M×1,000
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	42,000+M×1,000
	50,000 m ² 以上	87,000+M×1,000

1.Pは延床面積から500 m²減じた数値を200 m²で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象戸数を表すものとする。

また、上記の減ずる額は性能表示項目のうち構造の安定に関する事、劣化の軽減に関する事及び温熱環境に関する事の3項目の認定を受けている場合に適用する。

2.消費税は、別途加算する。

第9 同一申請者が一定の件数以上の申請をした場合の減算額

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能 評価料金 から減ずる額(円)	(は) 建設住宅性能 評価料金から 減ずる額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	1,000	2,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	2,000	3,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	3,000	4,000
	500 m ² 以上	P×1,000+3,000	P×4,000+4,000
共同住宅等	500 m ² 未満	5,000+M×1,000	N×4,000+M×4,000
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	7,000+M×1,000	N×6,000+M×4,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	9,000+M×1,000	N×9,000+M×4,000
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	27,000+M×1,000	N×19,000+M×4,000
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	42,000+M×1,000	N×33,000+M×4,000
	50,000 m ² 以上	87,000+M×1,000	N×69,000+M×4,000

1.Pは延床面積から500 m²減じた数値を200 m²で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象戸数、Nは評価方法基準の定めによる検査回数を表すものとする。

また、適用条件は設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価それぞれにおいて次のとおりとする。

・戸建住宅においては、1回の申請における戸数が10戸以上の場合において適用する。

・共同住宅等においては、1回の申請における戸数が50戸以上の場合において適用する。

2.消費税は、別途加算する。

第10 建設住宅性能評価に係る遠隔地に該当する地域である場合に加算額

	(い) 遠隔地の地域	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
(1)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 25km を超え 50km 以内の地域に存する場合	$N \times 2,000$
(2)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 50km を超え 75km 以内の地域に存する場合	$N \times 4,000$
(3)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 75km を超える地域に存する場合	$N \times 6,000$
1.Nは検査回数を表すものとする。		
2.消費税は、別途加算する。		

第11 室内空気中の化学物質の濃度等の測定に係る遠隔地に該当する地域である場合に加算額

	(い) 遠隔地の地域	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
(1)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 25km を超え 50km 以内の地域に存する場合	8,000
(2)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 50km を超え 75km 以内の地域に存する場合	12,000
(3)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 75km を超える地域に存する場合	16,000
消費税は、別途加算する。		

第12 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行なった場合の返還の額

ただし、戸建住宅においては、第4回目の現場検査を実施した日以降及び共同住宅等においては、竣工時（最終回）の現場検査を実施した日以降は、料金を返還しない。

なお、室内空気中の化学物質の濃度等の評価にかかる加算額の返還については、その手配及び実施状況により、センターと申請者間で別途協議し決定する。

(イ) 欄 申請の取り下げを行った時期		(ロ) 欄 当該評価料金に乗ずる率
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回の現場検査の前日まで	0.70
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回の現場検査の前日まで	0.20
共同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時（最終回）の現場検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.95) + 0.05 \}$ ※ Jは申請の取り下げの日までにすでに実施した現場検査の回数とし、Nは検査回数とする。

第13 住宅性能評価書の再交付料金

住宅品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項及び同法第7条第4項に基づき、住宅性能評価書を再交付する場合の料金は、1通につき2,000円とする。

消費税は、別途加算する。

第14 戸建住宅の変更設計住宅性能評価料金

対象となる住宅に係る直前の設計住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表2の第1、第2に掲げる料金の1/2の額とする。

消費税は、別途加算する。

第15 共同住宅等の変更設計住宅性能評価料金

対象となる共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1回の変更につき、当該共同住宅等の料金区分に応じ、別表2の第1、第2に掲げる料金の1/2の額とする。

消費税は、別途加算する。

第16 戸建住宅の変更建設住宅性能評価料金

対象となる住宅に係る直前の建設住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表2の第3、第4に掲げる料金の1/4の額とする。

消費税は、別途加算する。

第17 共同住宅等の変更建設住宅性能評価料金

対象となる住宅に係る直前の建設住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表2の第3、第4に掲げる料金の1/4の額とする。

消費税は、別途加算する。